

**札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮の管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例（平成 29 年条例第 26 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 29 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び NC・MMS 永山邸等運営管理共同事業体（以下「乙」という。）が締結した札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮の管理に関する協定（以下「協定」という。）第 18 条、第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 261,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 27 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区大通東 2 丁目 3 番地 1
NC・MMS 永山邸等運営管理共同事業体
代表団体 株式会社ノーザンクロ
代表取締役 山重 明

